

青少年相談員協議会主催
ちびっこレクリエーション
平成27年度
ビビッと!!米づくり体験

「食」に関する体験を通して学べる全4回のレクリエーションです。青少年相談員のお姉さん・お兄さんと一緒に楽しい春・夏・秋・冬を過ごしてみませんか？

期日 ①6月21日(日) 田植え
②7月20日(祝) 草刈り
③10月24日(土) 稲刈り
④11月14日(土) 収穫祭

※収穫祭では自分たちで作ったお米を炊いて食べます！

日程 午前9時30分・現地集合
午前10時～正午・作業
午後0時30分・解散

場所 下里3区内の水田

費用 2,000円

定員 町内在住の小学生20人
(定員を超えた場合は抽選)

申込み 5月7日(木)～15日(金)に子育て支援課へ
(FAX可)

*申込み用紙は子育て支援課・児童館にあります。

問合せ 子育て支援課
☎191
FAX74-2341

リックおがわ

皆様のご来館をお待ちしています。
http://www.lyric.or.jp

☎73-2711 FAX74-5737

受付：午前9時～午後5時15分/休館：毎月第1日曜日

リック映画祭
太秦ライムライト

日時 5月17日(日)
午後2時
(開場30分前)

場所 ホール

費用 無料(要入場券)
入場券配布中

出演 福本清三、山本千尋 ほか

第14回リック音楽祭

日時 6月21日(日)
午後1時(開場30分前)

場所 ホール 費用 無料(自由席)

出演 小川フレンドエコーズ、二胡ユニット「優美」、初雁アンサンブル、楓の木コーラス、Katchanと素敵な仲間たち、小川ミュージックサークル、小川混声合唱団、東京電機大学One Fine Day、小川高校音楽部、和紙のふるさと児童合唱団、おがわウインドアンサンブル

第4回おがわ歌謡祭 9月27日(日)開催

時間 午前の部：午前11時(開場30分前)
午後の部：午後3時(開場30分前)

費用 全席指定 3,500円(税込)

場所 ホール

発売 5月15日(金)午前9時～
※5月15日は、窓口のみです。電話予約は翌日午前9時から受付けます。

出演 岩本公水・瀬口侑希・永井裕子・山口ひろみ・葵かを里・花咲ゆき美・純烈・西田あい

子育て支援センター

利用時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時30分

☎71-6811 休館日：土・日・祝

ogawa108@town.ogawasaitama.jp

親子で楽しむ「子育て講座」クラシックバレエから学ぶ「ストレッチ講座」

日時 6月2日(火) 午前10時30分～11時30分

定員 1歳6か月以上(歩行できるお子さん) 10人(先着) 申込み 電話可

赤ちゃんのための「びよびよ講座」離乳食体験

日時 6月17日(水) 午前10時～11時

定員 生後4か月～6か月(概ね) 10人(先着)
※初めての方を優先します

申込み 電話可

子供のための「子育て講座」虫歯予防

日時 6月18日(木)
午前10時30分～11時30分

定員 乳幼児10人(先着)

申込み 電話可

県立小川げんきプラザ

年齢に関係なくどなたでもご利用できます。

☎72-2220・FAX71-1043

休館日：月曜日

バンガローで竹筒ご飯！バンガローに宿泊し、竹筒を使ったご飯づくり等を行います。

期日 5月23日(土)～24日(日) 1泊2日 定員 小中学生の親子50人(抽選)

費用 大人2,550円、小中学生2,350円 申込み 5月9日(土)までに電話など

子供のしあわせのためにこのような制度があります

該当する方はご相談ください ※これらの制度はすべて申請制度です。子育て支援課に申請してください。

子ども医療費支給制度

子供が医療保険制度で医療にかかった場合、保険診療分として支払った医療費(通院・入院・中学3年生まで)が支給される制度です。

支給方法 あらかじめ登録申請をいただきます。登録が完了すると、保護者の方に「子ども医療費受給資格証」(みどり色カード)を交付します。

町の協定医療機関で受診した場合、窓口払いが不要です。

協定医療機関以外で受診した場合、所定の医療費支給申請書を町に提出してください。審査のうえ、指定された口座へ医療費を振込みます。

児童扶養手当制度

18歳未満の子供を育てている方で、次のいずれかに該当する方に支給される手当です(公的年受給制限・所得制限等があります)。

○母子家庭の母

○父子家庭の父

○子供を養育している父または母で、重度の障害の状態にある方

○親にかわって子供を養育している方

支給方法 4月(12ヶ月分の手当)

・8月(4ヶ月分の手当)・12月(8ヶ月分の手当)に指定された金融機関の口座へ振込みます。

※4月分から手当額が改定され、月額「41,020円」→「9,680円」から「42,000円」→「9,910円」に変更になりました。

円)に変更になりました(子供が2人以上の場合には、第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円が加算されます。加算金額は変更ありません)。

ひとり親家庭等医療費支給制度

子供と、18歳未満の子供を育てている母子家庭・父子家庭の方、親にかわって子供を養育している方が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が支給される制度です(所得制限があります)。

支給方法 あらかじめ登録の申請をいただき、所定の医療費支給申請書で申請してください。審査のうえ、指定された金融機関の口座へ振込みます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立や扶養している子供の福祉の増進のために各種必要な資金を貸付ける制度です(所得制限があります)。

○修学資金(子供が高等学校・大学等で学ぶための授業料など)

○就学支度資金(子供の入学に必要な入学金や被服等の購入資金)

○修業資金(子供が就職するために必要な知識等を習得するための資金) ほか

特別児童扶養手当制度

精神または身体に障害がある20歳未満の子供を育てている方に支給さ

れます(所得制限があります)。

支給方法 4月(12ヶ月分の手当)・8月(4ヶ月分の手当)・11月(8ヶ月分の手当)に指定された金融機関の口座へ振込みます。

※4月分から手当額が改定され、1級は月額49,900円から51,100円に、2級は月額33,230円から34,030円に変更になりました。

児童手当制度

中学3年生までの子供を育てている方に支給される手当です。出生や転入など、新たに受給資格が生じた場合は、15日以内に手続きしてください。児童手当は、国・県・町・事業主負担により支給されます。

支給方法 6月(2ヶ月分の手当)・10月(6ヶ月分の手当)・2月(10ヶ月分の手当)に、指定された金融機関の口座へ振込みます。

未熟児養育医療給付制度

出生体重が2,000グラム以下、または生活力、身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定医療機関において医師が入院治療を必要と認めた場合、父母等の申請に基づき、治療に必要な医療費を町が負担する制度です。

支給方法 子ども医療費申請書を提出いただければ、一部負担金の支払いは必要ありません。

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯への臨時特例的な措置として給付金(対象児童1人につき3,000円)を支給します。対象者は、原則として、基準日(5月31日)現在の、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者の方です(所得制限があります。また、給付は1回限りです)。

※対象となる方には、町から申請書類を送付する予定です。申請期間等が決まり次第、広報や町HP等でお知らせします。

※公務員の方は、勤務先で申請書類が配布されますので、申請時まで保管してください。

※申請先は、平成27年6月分の児童手当の支給を受ける市町村です。

平成27年度 児童福祉週間

5月5日(祝)～11日(月)

世界には君の輝く場所がある

子育て支援課
☎191-192